



事業者の皆様へ ガソリンの容器への詰め替え販売について



令和元年7月18日に発生した京都市伏見区の爆発火災では、建物が全焼し、死者35名、負傷者34名という甚大な被害が発生しました。

現在、関係機関において調査が進められているところですが、「ガソリンをまいて火をつけたもの」とみられることから、給油取扱所においてガソリンの容器への詰め替え販売をする場合には、消防法令に適合した容器を用いて行うなど消防法令の遵守を徹底するとともに、下記事項に留意してください。

購入者に対する身分証の確認

運転免許証等により、購入者の氏名、住所等を確認してください。

使用目的の問いかけ

ガソリンの使用目的を確認してください。

販売記録の作成

販売日時、購入者の氏名・住所、販売数量及び使用目的を記録してください。



不審者を発見した場合は、**最寄りの警察署**に通報してください。



詳しくは、下記までお問い合わせください。

駿東伊豆消防本部予防課	沼津市寿町2番10号	055-920-9101
第一方面本部消防室	駿東郡清水町堂庭212-1	055-973-2534
第二方面本部消防室	伊豆の国市白山堂327-1	0558-76-5590
第三方面本部消防室	伊東市桜木町1丁目1-3	0557-38-0197